

3月22日（金）当協会は水俣市、水俣商工会議所、肥後銀行、熊本銀行、熊本中央信用金庫の六者で、創業支援に関する基本協定書を締結しました。

自治体との連携協定は6例目ですが、自治体、商工会議所、金融機関の四者での連携協定は初めての取り組みとなります。

今回の連携協定は、水俣市独自の「水俣市創業融資制度」と「スタートアップ補助金」を創設する等、創業時における支援策を拡充したことが最大の特徴です。

「水俣市創業融資制度」は、水俣市から保証料補助（上限20万円）と5年間の利子補給（単年度上限20万円）が受けられ、貸付利率も最大1.65%と低利の設定としています。

「スタートアップ補助金」は、創業時の経費および創業後の家賃を対象とした補助金であり、創業時の経費の1/2以内（上限50万円）、創業後の家賃の1/2以内（上限月額3万円）を補助が受けられます。

この他、創業者および創業予定者を対象としたセミナーの開催や創業機運醸成としての地元学校への出張講義等、創業支援の取組みを各機関が連携して行ってまいります。

